

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見

経営法友会

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という）について、企業法務の実務の観点から意見を述べる。

第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

1 制度の具体的な枠組み

会社法（平成17年法律第86号）における使用人等に対する株式の無償交付の具体的な枠組みとして、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。ただし、結論を得るに当たっては、使用人等に無償交付される株式の労働基準法（昭和22年法律第49号）上の「賃金」該当性について整理が必要である。

【A案】株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服するものとして、次の(1)から(5)までの規律を設ける。

(1) 上場会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社をいう。以下同じ。）は、取締役会の決議により当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人（以下「使用人等」という。）に対する募集株式の割当てに関する方針として法務省令で定める事項（注1）を定めた場合において、当該定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 当該定めに従い当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は会社法第199条第1項第3号の財産の給付（以下「金銭の払込み等」という。）を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日

(2) (1)に掲げる事項を定める場合において、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることが募集株式を引き受ける者に特に有利な条件であるときは、会社法第201条の規定は、適用しない。

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることが募集株式を引き受ける者に

特に有利な条件であるときは、取締役は、会社法第199条第2項の株主総会において、当該条件でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

(4) (1)に掲げる事項を定めた場合における会社法第199条第2項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号を除く。）並びに(1)ア及びイ」とする。この場合においては、会社法第200条及び第202条の規定は、適用しない。

(5) (1)の規定による株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(注1) 法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることを想定している。

- ① 当該上場会社が募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨を定めてその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合における募集株式を引き受ける者（使用人等に限る。）の範囲
- ② ①に規定する場合において、使用人等が引き受ける募集株式の数の上限
- ③ 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- ④ 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該上場会社に無償で譲り渡すことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- ⑤ ③及び④に掲げる事項のほか、使用人等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要
- ⑥ 労働基準法を遵守する旨

(注2) ①(1)の方針を定めているときは、当該方針の内容の概要、②当該事業年度中に当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の役員及び使用人に対して当該上場会社が交付した株式があるときは、それぞれについての株式の数及び株式の交付を受けた者の人数を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

【B案】株主総会の決議により使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとして、次の(1)から(4)までの規律を設ける。

(1) 上場会社は、(2)の規定による定めがある場合において、当該定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 当該定めに従い当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日

(2) 上場会社は、株主総会の普通決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。

ア 当該上場会社が募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨を定めてその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合における募集株式を引き受ける者（使用人等に限る。）の範囲

イ アに規定する場合において、使用人等が引き受ける募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項（注1）

(3) (1)に掲げる事項を定めた場合における会社法第199条第2項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号を除く。）並びに(1)ア及びイ」とする。こ

の場合においては、会社法第200条及び第202条の規定は、適用しない。

(4) (1)に規定する定めに基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(注1) 法務省令で定める事項は、【A案】注1③から⑥までと同じとすることを想定している。

(注2) ①(2)の規定による定めがあるときは、当該定めの内容の概要、②当該事業年度中に当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の役員及び使用人に対して当該上場会社が交付した株式があるときは、それぞれについての株式の数及び株式の交付を受けた者の人数を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

(後注1) 非上場会社については、上場会社における制度の具体的な枠組みの内容等を踏まえ、引き続き検討する。

(後注2) 上場会社の監査役及び会計参与についても、株式の無償交付の対象者に含めることを想定している。

【意見】

- 【A案】に賛成する。
- 仮に、(【A案】及び【B案】の双方の規律を設ける場合を含め)【B案】の規律を設ける場合には、【B案】について、株式の無償交付による希釈化の割合(無償交付される株式の数の発行済株式の総数に対する割合)が一定割合(例えば、5分の1)を超えない場合には、例外的に、株主総会の決議を要せず、かつ、有利発行規制にも服しない旨の規律を追加すべきである。

【理由】

- 【B案】のように株主総会決議を必要とすると、運用の柔軟性を欠くことになり、制度を機動的に利用する上での障害となる。ひいては、優秀な人材の確保を妨げることになりかねない。
- これまでの実務において、使用人等に対する現物出資構成による株式の交付や新株予約権の交付は、通常、有利発行に該当しないと解されており、株主総会決議を要することなく行われてきた。【B案】は、現行制度と比べて規制強化となる。
- 仮に、(【A案】及び【B案】の双方の規律を設ける場合を含め)【B案】の規律を設ける場合であっても、少なくとも、株式の無償交付による希釈化の割合(無償交付される株式の数の発行済株式の総数に対する割合)が小さい場合には、希釈化により既存株主の利益が害されるおそれが小さいと考えられることから、【B案】の規律を設ける場合、株式の無償交付による希釈化の割合(無償交付される株式の数の発行済株式の総数に対する割合)が一定割合(例えば、5分の1)を超えない場合には、例外的に、株主総会の決議を要せず、かつ、有利発行規制にも服しない旨の規律を追加すべきである。この点、例えば、株式を対価とする組織再編(吸収合併や株式交換等)においても、存続会社や株式交換完全親会社等が対価として交付する株式数次第では、理論上は、有利発

行と同様の状況が生じ得ることになるが、簡易組織再編の場合、すなわち、組織再編の対価（株式）の交付による希釈化の割合が5分の1を超えない場合には、存続会社や株式交換完全親会社等において、株主総会決議が不要であり、かつ、有利発行規制にも服しないものとされているから、この点に照らしても、上記のような規律を設けることは許容されると考えられる。

2 その他の検討事項

(1) 現物出資構成について

いわゆる現物出資構成について、制度の具体的な枠組み（前記1）の内容を踏まえつつ、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資構成については、現行法の規律の見直しをしない（株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼさない。）。

【B案】現物出資構成についても、株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼす。

(2) 新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行

使用人等に対して新株予約権を発行する場合について、前記1と同様の規律を及ぼした上で、新株予約権の行使に際して金銭の払込み又はその行使に係る新株予約権についての会社法第236条第1項第3号の財産の給付を要しないものとする。

【意見】

- (1)について、【A案】に賛成する。
- (2)について、「1 制度の具体的な枠組み」の【A案】と同様の規律を及ぼす前提であれば、原案に賛成する。

【理由】

- 現物出資構成による株式の無償交付について、現状の実務で問題は生じておらず、新たな規制を設ける立法事実はない。新たに株主総会決議を要件として加えることは、明らかな規制強化である。

第2 株式交付制度の見直し

1 株式交付の対象となる場面

(1) 子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする。

【B案】次のア若しくはイに掲げる場合のいずれか又は双方を株式交付の対象とする。

ア 株式交付計画において当該株式交付の効力発生日の後に株式交付子会社の株式を追加取得する旨を定めた場合における当該追加取得をする場合

イ 子会社の株式を所定の割合（総株主の議決権の3分の2、10分の9又は全部とすることを想定している。）まで追加取得する場合

(2) 株式会社を会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

【意見】

- (1)について、【A案】に賛成する。
- (2)について、原案に賛成する。

【理由】

- (1)について、グループ内組織再編（子会社の株式の追加取得）を行うにあたって、【B案】では、適用される場面が限定的であり、柔軟な追加取得を行うことが難しい。組織再編行為である会社分割では、承継対象となる財産の規模を要件としておらず、例えば、承継会社が分割会社から承継会社の株式を1株のみ承継する（すなわち、追加取得する）会社分割もあり得るから、子会社株式の追加取得全般を組織再編行為と位置付けることは問題ないと考えられる。

2 株式交付の対象となる会社

(1) 持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

(2) 外国会社（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。）を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

【意見】

- (1)について、原案に賛成する。
- (2)について、原案に賛成する。

3 株式交付の手続

株式交付親会社における債権者保護手続を廃止するものとする。

(注1) 株式交換完全親株式会社（株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合（会社法第768条第1項第4号八に規定する場合を除く。）に限る。）における債権者保護手続も廃止するものとする。

(注2) 上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする考え方もあるが、この考え方を採る場合には、これを正当化する説明などを併せて検討する必要がある。

【意見】

- 原案に賛成する。
- (注2)に記載の上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする考え方に賛成する。

【理由】

- 金銭のみを対価とする公開買付けの場合には債権者保護手続が不要であるのに、株式と金銭の混合対価による公開買付け(株式交付)の場合には債権者保護手続を要するのは均衡を欠き、相当でない。債権者を害するような株式交付が行われた場合には、債権者は民法上の詐害行為取消請求権を行使することにより保護が図られ、会社法上、債権者保護手続を設ける必要性は低い。
- 反対株主の株式買取請求権による金銭の支出の負担は円滑な株式対価 M&A の実施の妨げとなり得ること、株式交付親会社が上場会社である場合、反対株主は市場で株式を売却することができることから、少なくとも上場会社である株式交付親会社については、反対株主の株式買取請求権は認めないものとするべきである。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

場所の定めのない株主総会(以下「バーチャルオンリー株主総会」という。)を実施するための要件(以下1から6までにおいて「実施要件」という。)として、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

(1) 株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。(注1)(注2)

(2) 株式会社(会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。以下1から3までにおいて同じ。)は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次のアからエまでのいずれかの措置をとらなければならない。

ア 後記2(1)イの通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

イ 後記2(1)イの通信の方法として電話を定めること。

ウ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めること。

エ アからウまでの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること。

(3) 株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に株主総会の議事に

おける情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

(注1) 定款の定めを実施要件としない考え方もあるが、この考え方を採る場合には、一定の割合の議決権を有する単独又は複数の株主に対して後記5の場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることなど、株主の意思を反映させるための代替手段を併せて検討する必要がある。

(注2) この試案に基づく改正法の施行日において産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項の規定により株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定款の定めのある株式会社は、施行日を効力発生日とする(1)による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすことを想定している。

【意見】

- バーチャルオンリー株主総会に関する規律を会社法に定めることについて、賛成する。ただし、その実施要件として定款の定めは不要とすべきである。
- 「合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ相互に株主総会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない」との規律については、実施要件として定めるべきではない。

【理由】

- インターネットを含めた通信技術は大きく進歩しており、さらに近年のコロナ禍も経て、一般の社会生活の中ではオンライン会議をすることができないケースの方がもはや稀である。このような状況下で、株主総会についてのみ、なお物理的な会議の開催が「原則」であり、オンラインでの会議の開催が「例外」であるという考え方を前提に、定款で定めた場合にのみオンラインで会議を開催することができるものとするのは適切でない。
- 「バーチャルオンリー株主総会では経営陣に都合のよいように議事が進められる懸念」について、そのような事例は把握していない。
- 現行の産業競争力強化法に基づく定款変更議案については、大手議決権行使助言会社が「開催を感染症拡大や天災地変の発生に限定する場合」を除き反対推奨を行うとしている。会社法の定めに基づくバーチャルオンリー株主総会についても同様の方針がとられる場合、上場会社においてバーチャルオンリー株主総会を選択するハードルが極めて高くなることが想定される。
- なお、仮に、定款の定めを実施要件とする場合、既に産業競争力強化法に基づく定款規定のある会社について、実務上の混乱を避けるため、その取扱い（特に、感染症拡大や大規模災害発生の場合等、一定の場合に限定して、場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定款の定めがある場合の取扱い）を明確化する必要がある。
- 情報伝達の即時性・双方向性の要件（株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内に

において、即時に、かつ、相互に株主総会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない) について、①実務上、配信に際してはリアルタイムから若干の遅延が発生することが通常であること、②「合理的に必要と認められる範囲」の具体的な程度や「株主総会の議事における情報」の範囲が不明確であり、即時性・双方向性の要件を満たしていないことを理由とした取消訴訟の提起も想定されること、③例えば、バーチャルオンリー株主総会において、株主からの質問や動議をテキストメッセージで受け付ける場合、株主からの質問や動議に係る情報が即時に他の出席者に伝達されるわけではないため、即時性・双方向性の要件を満たしているか疑義が生じ得ること、④産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー株主総会においても、即時性や双方向性は要件とされていないことから、実施要件として定めるべきではない。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（オの事項にあっては、招集の通知事項に限る。）。
 - ア 「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」
 - イ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法
 - ウ 株主が会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い
 - エ 前記1(2)の措置の内容
 - オ 株主が株主総会の議事においてイの通信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）を用いて情報の送受信をするために必要な事項
- (2) 次に掲げる事項を株主総会の議事録の記載事項に加える。
 - ア 株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法
 - イ 株主総会の場所を定めなかった旨
- (3) 株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容（注1）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「通信記録等」という。）を作成し、株主総会の日から一定の期間（注2）、当該通信記録等を保存しなければならない。
- (4) 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができ、株式会社は、一定の場合（会社法第311条第5項各号と同様の規律を設け、これらのいずれかに該当する場合を想定している。）を除き、これを拒むことができない。
（注3）

(注1) 保存することが求められる通信記録等の具体的内容については、議事進行の適正性の事後検証に必要な情報として、①株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、②株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況及びその内容、③株主の議決権行使の状況、④その他株式会社と株主の間のやり取り（株式会社と株主の間のチャットでのやり取りのうち、質問や動議に該当しないもの等）などとするのが考えられるが、引き続き検討する。

(注2) 保存期間については、株主総会の議事録と同様に10年間とする考え方や、それより短い期間（例えば、1年間）とする考え方があり、引き続き検討する。

(注3) 株主による通信記録等の閲覧又は謄写について、当該株主が裁判所の許可を得ることを要件とする考え方もある。

【意見】

- 通信記録等について、保存を義務化する必要はない。
- 仮に通信記録等の保存を義務化する場合は、①株主による閲覧・謄写請求権を設けるべきではなく、②保存期間も3か月とすべきである。

【理由】

- 通信記録等について、(注1)に列挙されている事項の範囲が広範に過ぎる。後日の紛争に備えて会社が任意で保存することは考えられるが、法で通信記録等の保存を義務化する必要はない。
- 仮に通信記録等の保存義務を設ける場合、(注1)に列挙されている①～④の事項は、いずれも、そもそも物理的に開催された株主総会においては株主が入手可能な情報ではないこと、また、株主等のプライバシーに係る情報も含まれ得ることから、株主による閲覧・謄写請求は認めるべきではなく、認める場合も少なくとも裁判所の許可を必要とすべきである。
- 保存期間については、上記のとおり、株主等のプライバシーに係る情報も含まれ得ることや、会社や通信ベンダーに発生する負担にも鑑みて、必要最小限の期間とすべきである。具体的には、株主総会の決議の取消しの訴えの提訴期間に合わせ、3か月とすべきである。

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会における株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関し、次の規律を設けるものとする。

株式会社が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置（通信障害対策が講じられた通信の方法を使用することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を使用することを含む。以下同じ。）をとった場合において（注1）、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反し

たときは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときに限り、株主総会の決議取消事由となる。

- (1) 株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。(注2)
- (2) 通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

(注1) 通信障害対策措置をとることについては、セーフハーバー規則の適用要件ではなく、前記1の実施要件とする考え方もある。

(注2) 故意又は重大な過失の対象について、「通信障害による取消事由が生じたこと」とする考え方もある。

【意見】

- 株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバー規則）を設けることについて賛成する。
- (2)に記載の「決議に影響を及ぼす」場合とは、通信障害がなかったとすれば議案が否決されていたが、通信障害があったために議案が可決された場合を指すという理解でよいか、明らかにされたい。
- (注1)について、通信障害対策措置をとることは、バーチャルオンリー株主総会の実施要件ではなく、セーフハーバー規則の適用要件とするべきである。

【理由】

- (2)に記載の「決議に影響を及ぼすものであること」との要件について、「決議に影響を及ぼす」の意義が必ずしも明らかではない。「決議に影響を及ぼす」場合とは、通信障害がなかったとすれば議案が否決されていたが、通信障害があったために議案が可決された場合（すなわち、通信障害があったことにより、議案の可決・否決の結論が変わった場合）を指すという理解でよいか、明らかにされたい。
- (注1)について、通信障害対策措置をとることを実施要件として位置付けると、通信障害が発生せず、全ての株主が適切に議決権を行使できた場合でも、「合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置をとらなかったこと」のみを理由に決議取消しを争われるリスクがある。

4 株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第298条及び第299条の規定は、適用しない旨の規律を設けるものとする。

(注) 議長が株主総会の延期又は続行の決定をした場合の株主への通知に関する規律を別途設けるかについては、引き続き検討する。

【意見】

- 原案に賛成する。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないものとする。

(注1) 会社法第297条に基づき株主が株主総会の招集を請求し、当該請求に基づいて株式会社が株主総会を招集する場合には、当該株主は、株式会社に対して、場所の定めのある株主総会とすることを請求することができるものとする考え方がある。

(注2) 株式会社は、一定の場合（基本的に、一定割合以上の議決権を有している株主からの請求があった場合を想定している。）には、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める旨を定款で定めることができるものとする考え方がある。

【意見】

- 原案に賛成する。
- なお、「1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件」の(注1)に記載の、定款の定めをバーチャルオンリー株主総会の実施要件としない場合に一定の割合の議決権を有する株主に場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める考え方に反対する。

【理由】

- 場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めた場合、特に上場会社では、請求がなされた場合に備えて事前に会場を確保しておくこと等が必要となり、大きな負担となる（上場会社にあっては、株主総会の出席者数も数百名から千名を超える会社もあり、会場や機材等の手配を1年以上前から行っている場合もある）。結果として、バーチャルオンリー株主総会を開催するメリットもなくなることが想定される。

6 規律の適用対象

(1) 規律の適用対象となる株式会社の範囲については、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とするものとする。

(2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。）については、バーチャルオンリー株主総会に関する規律の具体的内容を踏まえつつ、規律を設けるか否かを引き続き検討し、規律を設ける場合には、基本的に、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律（前記2(1)イ、ウ及びオ）、株主総会の議事録の記載事項に関する規律（前記2(2)ア）並びに株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関する規律（前記3）に限定して規律を設ける方向で引き続き検討する。

【意見】

- (1)(2)ともに、原案に賛成する。

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

(1) 株式会社から実質株主を確認する制度について、その趣旨を「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」に求めることとした上で、次のアからオまでの規律を設けるものとする。

ア 上場会社は、仲介機関（注1）である名義株主に対し、当該名義株主が有する当該上場会社の株式についての直近仲介機関（仲介機関が株式仲介業務（注1）を提供している他の仲介機関をいう。以下同じ。）又は指図権者（仲介機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、仲介機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者〔（当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。）〕をいう。以下同じ。）に係る情報（注2）を、イ及びウに定めるところにより提供することを請求することができる。

イ アの規定による請求又はこの規定による通知を受けた仲介機関は、当該請求に係る株式について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合には、一定の期間内（注3）に、当該直近仲介機関に対し、当該仲介機関が請求又は通知を受けた旨を通知しなければならない。

ウ アの規定による請求又はイの規定による通知を受けた仲介機関は、当該仲介機関が請求又は通知を受けてから一定の期間内（注4）に、当該請求をした上場会社に対し、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める事項に係る情報を提供しなければならない。

① 当該仲介機関が有し、又は株式仲介業務の提供を受ける当該上場会社の株式（以下「確認対象株式」という。）について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合 直近仲介機関ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号（直近仲介機関が法人であり、かつ、判明している場合に限る。）、住所、電子メールアドレス（判明している場合に限る。）及び当該直近仲介機関に提供している株式仲介業務に係る確認対象株式の数

② 確認対象株式について当該仲介機関に対する指図権者がある場合 指図権者ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号（指図権者が法人であり、かつ、判明している場合に限る。）、住所、電子メールアドレス（判明している場合に限る。）及び当該指図権者が議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する確認対象株式の数

③ 確認対象株式に①又は②のいずれにも該当しないものがある場合 その株式の数

エ イ又はウの規定による情報の提供又は通知に要する費用は、アの規定による請求をした上場会社の負担とする。（注5）

オ 次に掲げる者は、過料に処する。（注6）

① 故意又は重大な過失によりイの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

② 故意又は重大な過失によりウの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

(2) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、次のア及びイの規律を設け

るものとする。(注7)

ア 仲介機関である名義株主が、(1)ウの規定により上場会社に情報が提供されたその指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

イ アの場合における議決権の行使については、会社法第310条第5項の規定は、適用しない。

(注1)「仲介機関」とは、「信託業法第2条第2項に規定する信託会社、銀行法第2条第1項に規定する銀行、金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関その他の者で、第三者のために、株式の所有、保管若しくは管理又は証券口座の管理（以下「株式仲介業務」という。）を業として行う者（金商法第28条第4項に規定する投資運用業として当該株式についての株式仲介業務を行う者及び当該者に当該株式仲介業務を委託する者並びに振替法第2条第2項に規定する振替機関を除く。）」をいうものとするを想定しているが、実務の知見も踏まえつつ、引き続き検討する。

(注2) 確認の基準時に関し、一定の制限を設けることや、期間制限を設けることの可否については、引き続き検討する。

(注3) 直近仲介機関に対する請求の通知（転送）期限については、①EU（欧州連合）第二次株主権利指令（Shareholder Rights Directive II。Directive(EU) 2017/828 による改正後の Directive 2007/36/EC をいう。以下同じ。）と同様に、営業日の16時までには受領した請求については同日中に、16時より後に受領した請求については翌営業日の10時までにとする考え方や、②より長い期間として、例えば3営業日以内とする考え方などがある。

(注4) 通知を受けた仲介機関が上場会社に情報を提供するまでの期限については、上場会社が指定した回答の基準日又は請求受領日のいずれか遅い日を起算日として、①EU第二次株主権利指令と同様に、翌営業日までとする考え方や、②より長い期間として、例えば、⑦営業日以内とする考え方、④7日以内とする考え方などがある。

(注5) 仲介機関による過度に高額な費用の請求を防止する観点や上場会社側の予測可能性を確保する観点から、仲介機関に費用額の事前の開示を求めて恣意的な費用の請求を禁止することや、1回の確認請求において各仲介機関が上場会社に請求できる費用の上限額や上場会社が全仲介機関に支払う費用の総額の上限額を設けることなど、一定の手当てを設けることの可否については、引き続き検討する。

(注6) 制度の実効性を確保するための規律として、違反者の議決権を停止する考え方もあるが、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化するには、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度の趣旨だけでなく、株式会社の支配に関する重要な情報の把握などの趣旨を加える必要があるとの指摘がある。

(注7) (1)の制度の創設に伴い、建設的な対話の促進という制度の趣旨に基づき、株式会社の対話の相手方として典型的に適切と思われる者として「指図権者」が会社法上定義されることを踏まえて、①名義株主が代理人とすることができる指図権者の範囲を、（この制度を通じて仲介機関から上場会社に情報が提供された指図権者に限らず）全ての指図権者とする考え方や、②将来的な見直しとして、指図権者が（代理人ではなく）本人として株主総会への出席、議決権の行使、株主提案権の行使等を行うことを認めることも検討するとの考え方もある。

【意見】

- 株式会社から実質株主を確認する制度を創設することに賛成する。ただし、違反者に対する制裁として、違反者の議決権の停止を認めるべきである。
- 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、(2)の規律を設けることに反対する。

【理由】

- 株式会社から実質株主を確認する制度を実効性のあるものにするためには、違反者が

過料に処されるのみでは足りず、議決権の停止という実質的な制裁にまで踏み込むことが必要である。特に、名義株主や実質株主が海外の法人等である場合、違反者に対する制裁が過料のみでは、実質株主に関する情報が十分に提供されない懸念がある。

- 原案と違反者の議決権の停止を認める案との違いは、制裁の重さのみであり、違反者の議決権を停止する規律を設けることも十分に可能である。「制度の趣旨」に関する議論に過度にとらわれることなく、制度の実効性確保の観点から、違反者に対する制裁としてどのような規律を設けるかを検討すべきである。
- 実質株主による代理出席及び議決権の代理行使を認めると、仲介機関からの情報の正確性の確認等のために会社において負担が生じる（仲介機関から「指図権者」として情報提供された者が実際には「指図権者」ではなかった場合、当該者の代理出席及び議決権の代理行使を認めると、決議取消事由になると解される）。また、実質株主のうち、一部の者（株式会社から実質株主を確認する制度に基づき情報が提供された指図権者）についてのみ代理出席及び議決権の代理行使を認めることになるため、実務が混乱する可能性がある。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度として、次の(1)から(7)までの規律を設けるものとする。

- (1) 金商法第27条の23第1項、第27条の25第1項又は第27条の26第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定により大量保有報告書又は変更報告書（上場会社が発行する株券等（金商法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下「大量保有・変更報告書」という。）を提出しなければならない者は、その提出期限までに、当該大量保有・変更報告書を、その株券等を発行する上場会社に提出しなければならない。
- (2) 上場会社は、(1)の規定による大量保有・変更報告書の提出があった日から一定の期間（5年とすることを想定している。）、当該大量保有・変更報告書をその本店に備え置かなければならない。
- (3) 株主は、上場会社の営業時間内は、いつでも、(1)の規定により提出された大量保有・変更報告書の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- (4) (1)の規定による大量保有・変更報告書の提出は、金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる。この場合においては、(2)及び(3)の規定は、適用しない。
- (5) (1)の規定に違反して大量保有・変更報告書（変更報告書にあっては、軽微な変更（注1）に係るものを除く。）を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書を提出した者（以下「違反者」という。（注2））がある場合において、その違反に係る株券等を発行する上場会社が違反者に対して議決権を有しないものとする旨の通知（以下「議決権停止通知」という。）をした時から一定の期間（注3）を経過したときは、違

反者が保有（金商法第27条の23第3項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下2において同じ。）する当該上場会社の株式（当該通知後に違反者が保有するに至ったものを含む。）は、違反者が保有する間、議決権を有しない。ただし、その違反の事実が発生した日から一定の期間（5年とすることを想定している。）を経過し、又はその違反に係る大量保有・変更報告書が追完（注4）された日から一定の期間（注5）を経過した後は、この限りでない。

(6) 議決権停止通知は、当該通知に係る違反の内容を明らかにしてしなければならない。

(7) 議決権停止通知をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。（注6）

（注1）軽微な変更の具体的な範囲については、引き続き検討する。

（注2）金商法第27条の26第1項又は第2項の規定による特例報告については、特例報告が適用される者は、日常業務を通じて反復継続的に株券等の売買を行っているため、事務過誤によって通知義務に違反しやすい一方で、重要提案行為等を行うことを保有の目的とせず、かつ、株券等保有割合（金商法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が10%を超えない（金商法第27条の26第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第36号）第12条）ことを踏まえて、議決権の停止の対象となる違反の範囲を限定することの要否について、引き続き検討する。

（注3）議決権停止通知を受けた者が議決権の行使を許容する仮処分の申立てをして違反の有無を争う機会を保障するために、議決権停止通知をした時から議決権の停止の効力が生ずるまでに一定の期間を設けることとしており、その期間を3週間とする考え方や1か月とする考え方などがある。

（注4）「追完」とは、違反者が、違反者に生じた当該株券等に係る大量保有・変更報告書を提出しなければならない事由のうち、その時点における直近の事由に基づく大量保有・変更報告書を(1)又は金商法の規定により提出することをいうことを想定している。

（注5）追完により議決権の停止の効力が解除されるまでの期間については、制裁としての趣旨を含むものとして、追完後最初に招集される株主総会の終結の時までとする考え方や、追完後1年とする考え方などがある。

（注6）議決権停止通知をするか否かの決定を取締役会の決議事項とはしない考え方もある。

（注7）議決権の停止を株主総会の決議に反映する（例えば、違反者（取り分け、名義株主でない違反者）が保有する株式について行使された議決権を集計結果から除外する）ために何らかの手当てをすることの要否について、引き続き検討する。

（注8）株主総会の前に議決権が停止されなかった場合であっても、例えば、複数の者が、共同して代表取締役の選定等の提案を行うことを合意し、協調して株式を取得しながら、故意に大量保有・変更報告書を提出せずに関係者であることを秘しつつ、一斉に議決権を行使することにより、株主提案を可決させたときは、このような状況の下でこれらの違反者がその議決権を行使したことが、株主総会の決議の取消事由になることを想定している。

【意見】

- 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度を創設することに賛成する。
- ただし、(7)について、議決権停止通知をするか否かの決定をするには取締役会の決議によらなければならない旨の規律は設けるべきでない。
- また、(注8)について、違反者が議決権を行使したことを一定の範囲で株主総会の決議の取消事由とする場合であっても、少なくとも会社提案の議案が原案どおりに可決

された場合には、大量保有・変更報告書の提出義務に違反した株主がいたことをもって、決議取消事由とすべきでない。

【理由】

- (7)について、議決権停止通知をするか否かの決定を取締役会の決議事項とすると、例えば、株主総会の直前に株主の大量保有・変更報告書の提出義務違反が判明したようなケースでは、取締役会を開催することができず、違反者の議決権を停止することができなくなるという懸念がある。
- (注8)について、「例えば」として例示されているケース以外に、どのような場合に、「大量保有・変更報告書の提出義務に違反した株主が議決権を行使したこと」が株主総会の決議の取消事由になるかが必ずしも明らかでないが、少なくとも会社提案の議案が原案どおりに可決された場合には、(たまたま)大量保有・変更報告書の提出義務に違反した株主がいたことをもって、株主総会の決議が取り消されるとすると、会社の利益が害されるから、「大量保有・変更報告書の提出義務に違反した株主が議決権を行使したこと」をもって決議取消事由とすべきでない。

第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

1 書面交付請求制度の見直し

株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直しに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】〔一定の移行期間を設けた上で、〕書面交付請求制度を廃止する。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

【意見】

- 【A案】に賛成する。ただし、移行期間については設ける必要はなく、仮に移行期間を設けるのであれば可能な限り短期間とすべきである。

【理由】

- 中間試案の補足説明で示されているとおり、デジタルデバイドの株主は減少傾向にあること、書面交付請求制度の利用率は低水準にあること、書面交付請求制度を利用している株主の中にはインターネットを利用可能な者もいると考えられること等を踏まえると、書面交付請求制度を維持する必要性は低いと考えられる。
- 上記のとおり書面交付請求制度の利用率は低水準にあることから、一定の移行期間を設けないこととしても合理性を欠くものではない。

2 書面による議決権の行使についての見直し

書面による議決権の行使についての見直しに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】取締役（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主）は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の数が1000人以上である場合には、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めなければならない。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

(注)【A案】による場合には、社債権者集会に関する同種の規律（会社法第726条第1項）についても、同様の見直しをするものとする。

【意見】

- 【A案】に賛成する。

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

株主総会の招集の電磁的方法による通知に関し、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

(1) 上場会社は、株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）を記載し、又は記録することができる。

(2) 振替法第151条第1項において、振替機関が発行者に対し速やかに通知しなければならない事項に、「電子メールアドレス等（当該株主が当該電子メールアドレス等の提供を承諾した場合に限る。）」を加える。

(3) 株主名簿に電子メールアドレス等の記載又は記録がある株主に対して会社法第299条第3項に掲げる方法により通知を発する場合には、当該株主の承諾を要しない。

(注) 将来的な見直しとして、一定の要件の下、株主の電子メールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とし、株主の承諾を得ずに、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができるものとする考え方があ

【意見】

- 原案に賛成する。
- (注)に記載の株主の電子メールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とすることについては、将来的に見直しをすることが望ましい。

第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

事前の書面又は電磁的方法による議決権の行使（会社法第311条及び第312条。以下「事前の議決権の行使」という。）がされた場合における株主総会の決議の合理化に関し、いずれも株主総会の開催自体は必要であることを前提として、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度として、次の(1)から(3)までの規律を設ける。

(1) 株式会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、事前の議決権の行使の期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めることができる。

(2) 株主総会の招集の決定事項及び招集の通知事項として、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、(1)の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加える。

(3) 取締役は、(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(注1) ①株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議については、同趣旨の規律を設けるが、②株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項に関する報告については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

(注2) (1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、①株主は株主総会において(1)に規定する株主総会の目的である事項につき議案を提出することができず、また、②当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないことを想定している。

【B案】株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使（株主総会に出席した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の議事によって株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときに該当したことは株主総会の決議取消事由とならない旨の規律を設ける。

(後注) 株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使（株主総会に出席した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合において、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすものとする考え方もある。

【意見】

- 【A案】に賛成する。ただし、定款の定めを要件とすべきではない。

- 【B案】と（後注）の案については、【A案】とあわせて規律を設けるのであれば、反対しない。

【理由】

- 上場会社においては、議決権の事前行使により、株主総会の前日までに、事実上、決議の成立（議案の可決）が判明しているケースが大半であるが、現行法のもとでは、株主総会当日に議決（採決）を行うまで、決議は成立しないため、議決権の事前行使によって議案の可決に必要な数の賛成票が得られていた場合であっても、株主総会当日に取締役等の説明義務違反、修正動議の取扱いの瑕疵、審議不十分その他の議事の瑕疵が生じたときは、決議取消事由に該当し得ることになる。このような現行法の制度については、①事前に議決権を行使した多数の株主の意思に反して株主総会の決議が取り消され得ることになる、②上場会社は、決議取消事由が生じることがないよう、入念な事前準備等を行うとともに、株主総会当日も慎重に議事運営を行わざるを得ないなど、上場会社において、極めて大きな実務上の負担が生じることになる、③取締役等が株主総会で説明した内容が結果的に誤りであることが判明した場合も決議取消事由になり得ることから、株主総会における説明内容が当たり障りのないものになるなど、株主とのコミュニケーションが後退することになる、といった問題等がある（詳細については、経営法友会会社法研究会「会社法改正に関する提言——株主総会における議決権の事前行使制度および株主提案権について」経営法友会ウェブサイト（以下「経営法友会提言」という）、中山雄太郎＝三崎博司＝原口亮「経営法友会会社法研究会『会社法改正に関する提言』の補足説明——株主総会における議決権の事前行使制度に関する提言について」旬刊商事法務 2409号 4頁を参照されたい）。
- 【A案】は、経営法友会会社法研究会が経営法友会提言において提案した制度と同様、議決権の事前行使により株主総会の開催前に決議を成立させることを可能とする制度であり、これによって、上場会社は、決議取消リスクから解放された状態で株主総会を開催することができるようになるから、【A案】の制度が導入されれば、上記の現行法の問題等が一定程度解消されることになる。
- ただし、以下の理由から、【A案】について、定款の定めを要件とすべきではない。すなわち、第1に、【A案】においては、株主は、①議決権の事前行使により事前に決議を成立させるか、それとも、②株主総会当日に「会議体」を開催し、「会議体」における審議・議決を経た上で決議を成立させる（株主総会を意思決定の場とする）かを選択することができ、多数の株主が、株主総会当日の「会議体」における審議・議決を希望

せず、事前に議決権を行使した場合（①を選択した場合）に初めて、事前に決議が成立することになる。換言すれば、株主としては、株主総会当日の「会議体」における審議・議決を経た上で決議を成立させたいと考えた場合には、議決権の事前行使をしないことにより、「会議体」による審議・議決（②）を選択することが可能である。このように、【A案】においては、定款の定めを要件としなくても、事前に決議を成立させるか否かについて、株主総会ごとの議決権の事前行使を通じて、株主の意思が適切に反映されることになる。しかも、多くの上場会社では、株主総会の特別決議の定足数を定款で3分の1に引き下げており、（定款の定めを要件とした場合の）定款変更は、総株主の議決権の3分の1の株主が出席し、その3分の2の賛成で成立し得る（すなわち、総株主の議決権の9分の2の賛成のみで成立し得る）のに対し、【A案】では、株主総会ごとに、議決権の事前行使によって、普通決議事項については総株主の議決権の過半数の賛成、特別決議事項については総株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要であるから、（定款の定めを要件とした場合の）定款変更よりも株主総会ごとの事前の決議の方が、より多くの株主の意思を反映したものとなる。第2に、【A案】においては、議決権の事前行使により決議が事前に成立した場合においても、株主総会は必ず開催され、株主が株主総会において質問をする権利（質問権）も保障されることになる（取締役等は、株主からの質問に対し、説明義務を負うことになり（会社法314条）、取締役等が説明義務に違反した場合、過料の対象にもなると考えられる）。したがって、【A案】においては、現行法と比べて、株主の権利が直ちに縮小することにはならない（むしろ、現行法は、株主総会決議の取消しのサンクションをもって取締役等の説明義務の履行を強制するというものであり、明らかに過剰な規制である）。この点からも、定款の定めを要件とする必要はない。以上に対し、【A案】については、議決権の事前行使の期限から株主総会開催までの間に何らかの重大な事由（例えば、会社や役員候補者の重大な不祥事等）が発生又は判明した場合に、議決権の事前行使をした株主が当該事由を踏まえて議決権行使の内容を変更（撤回）することができないことから、定款の定めを要件とすべきであるとの指摘がある。しかし、上記のとおり、【A案】においては、多数の株主が（議決権の事前行使の期限後に発生又は判明した事由を踏まえて決議を成立させることを希望せず）議決権の事前行使の期限の時点で事前に決議を成立させるという意思表示、すなわち、議決権の事前行使をした場合に限って、事前に決議が成立することになるから、事前の決議の成立（議決権の事前行使の期限後に発生又は判明した事由を決議に反映させないこと）は、株主の多数の意思に基づくものということになる。したがって、議決権の事前行使の期限後に発生又は判明した事由が決議に反映されな

いからといって、定款の定めが必要ということにはならない。

- 【B案】については、①議決権の事前行使により多数の賛成票が得られている場合であっても、株主総会当日に採決を行わない限り、決議が成立しないため、会社は、結局、株主総会当日に議案の審議・採決を行わなければならない、その準備を含め、会社において大きな負担が発生すること、②「(株主総会に出席した株主がしたものを除く。)」との括弧書きが規定されていることから、株主総会当日に採決が行われるまで要件該当性を判断することができないこと、③株主総会当日に、株主が議案の修正動議を提出することが可能であり、会社において修正動議の対応の負担も発生することから、現行法と比較して、会社の負担は大きく変わらない。
- (後注)の案については、①株主総会当日に議事が開始された後に初めて決議が成立することになり、【A案】と異なり、「既に事前に決議が成立しており、決議が取り消される余地がない状態」で株主総会に臨むことができないため、【A案】と比較して、(心理的負担を含めた)会社の負担が大きくなること、②例えば、議長が決議の成立を宣言する直前に、議決権の事前行使をした大株主が入場することにより、要件を満たさなくなるといったケースも(理論上は)想定されるところ、そのようなケースで、実務上、適切に対応できるかという問題があること(その点でも、【A案】と比較して、実務上の負担が大きいこと)、③株主総会当日に議事が開始された後に初めて決議が成立することになるため、株主総会当日に、(議長が決議の成立を宣言する前に)何らかの議事運営等の瑕疵(例えば、会場の定員を超える株主が来場したことにより一部の株主が入場できなかった、代理人の資格を株主に限定する定款の定めがある会社において誤って株主でない代理人を入場させた、開会直後に議長不信任動議が提出されたが議長がそれを取り上げずに決議の成立を宣言した等)があった場合に、当該瑕疵が決議取消事由となる可能性が否定できないこと、④株主総会当日に議事が開始された後に初めて決議が成立することになるため、株主総会当日に、議事が開始された後(議長が決議の成立を宣言する前に)株主が会社法304条に基づき議案の修正動議を提出する余地があるようにも思われること(仮に、株主が議案の修正動議を提出する余地がある場合、会社において修正動議の対応の負担も発生し得ること)から、【A案】と比較すると、会社の負担の軽減は限定的であり、前述した現行法の問題等の一部は残ることになる。
- もっとも、【A案】の制度を導入するのとあわせて【B案】及び(後注)の規律を設けるのであれば、反対しない。
- なお、【B案】の規律を設ける場合、【B案】のうち、「株主総会の議事によって株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときに該当したこ

とは株主総会の決議取消事由とならない」の部分は、「株主総会の議事」による瑕疵に限定せず、株主総会当日の瑕疵全般が広く決議取消事由とならないような規律にすべきである。例えば、株主総会当日に会場の定員を超える株主が来場したことにより一部の株主が入場できなかった場合や、代理人の資格を株主に限定する定款の定めがある会社において株主総会当日に誤って株主でない代理人を入場させた場合等は、必ずしも「株主総会の議事」による瑕疵とはいえないと思われるが、このような瑕疵についても、決議取消事由とならないものとするべきである。

2 株主総会の書面決議制度の見直し

株主総会の書面決議制度について、次の規律を設けるものとする。

取締役又は株主が株主総会の目的である事項についての提案を株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。以下2において同じ。）に対して通知した場合において、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。ただし、当該通知を発した日から1週間以内に異議を述べた株主があるときは、この限りでない。

- (1) 当該提案につき総株主（当該事項について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。
- (2) (1)の意思表示をした株主が株主総会において当該提案に係る決議に賛成したとすれば株主総会の決議の要件を満たすこと。

(注) 報告事項の報告についても、同様の規律を設けるものとする。

【意見】

- 原案に賛成する。

【理由】

- 非上場会社において、一部の株主に連絡がつかないような場合でも、株主総会の書面決議の制度を用いることができるよう、株主総会の書面決議の要件を緩和すべきである。

4 キャッシュ・アウトの手続の見直し

株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】総株主の議決権の10分の9以上を有している者に加え、金商法第27条の2第6項に規定する公開買付け（マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を含む一般株主（買収者と重要な利害関係を共通にしない株主をいう。以下同じ。）の利益の確保のための公正な手続（注）がとられたものに限る。）により総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者を含める。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

(注) 一般株主の利益の確保のための公正な手続の具体的内容としては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（一般株主が保有する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの）が設定されていることのほか、①公開買付届出書に、公開買付けが成立し、総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった場合には、株式等売渡請求により速やかにキャッシュ・アウトを行うことが明記されていることや、②公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に一般株主に交付される金銭の価格が、公開買付価格に比べて不利益なものでなく、その旨が公開買付届出書に明記されていることなどを想定しているが、その他の手続の要否を含めて引き続き検討する。

【意見】

- 【A案】に賛成する。ただし、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（MOM 条件）の設定については、要件とするべきではない。

【理由】

- キャッシュ・アウトをしようとする買収者が、総株主の議決権の3分の2以上の株式を取得した場合は、キャッシュ・アウトの帰す（株主総会の決議結果）が事前に明らかであるから、株主総会の開催を要しないものとするべきである。
- MOM 条件の設定を要件とすると、MOM 条件の設定がない公開買付けは公正な手続とはいえないとの評価を会社法が行ったとの受け止めがなされる懸念がある。

第5 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）に関し、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】議決権数の要件を廃止する。（注1）

【B案】「300個」という議決権数の要件を、一定の個数（注2）まで引き上げる。（注3）

（注1）定款の定めがある場合には議決権数の要件を排除することができるものとする考え方もある。

（注2）具体的な個数については、「500個」とする考え方や、今後の投資単位の引下げ等も考慮して「1000個」や「1500個」とする考え方などがある。

（注3）①定款の定めがある場合には「300個」を一定の個数まで引き上げられるものとする考え方や、②【B案】により「300個」を一定の個数まで引き上げた上で、定款の定めにより更に引き上げることができるものとする考え方もある。

【意見】

- A案に賛成する。

【理由】

- 以下の理由から、「300 個以上の議決権の要件」（以下「300 個要件」という）について、個数の引き上げではなく、議決権数の要件自体を廃止すべきである（詳細については、経営法友会提言、中山雄太郎＝三崎博司＝原口亮「経営法友会会社法研究会『会社法改正に関する提言』の補足説明——株主提案権に関する提言について」経営法友会ウェブサイト（以下「経営法友会提言補足説明〔株主提案権〕」という）を参照されたい）。
- 第 1 に、現行法のもとでは、株主は、300 個の議決権さえ保有していれば株主提案権の行使が可能であることから、実態として、上場会社において、可決の可能性が非常に低い株主提案が多数なされている。この点、議決権比率が 1%未満の株主による株主提案（300 個要件のみを満たす株主提案）については、可決可能性が非常に限定的であることを示す近時の調査結果が存在する。一方、株主提案権の行使がなされると、それが可決可能性の乏しいものであったとしても、会社は、株主提案権の要件の充足性の確認、議案としての適法性の確認、必要に応じた提案株主との折衝、取締役会の意見の検討・作成、株主提案を踏まえた株主総会当日の議事運営の準備等に相当の時間・労力・費用をかけざるを得ない。このように、現行法のもとでは、300 個要件があることから、可決の可能性が非常に低い株主提案の対応のために会社において多大な時間・労力・費用の負担が発生している。これらの負担は最終的には株主が負担することとなるから、このような状況は、株主共同の利益にも反するものである。
- 第 2 に、株主が議決権を一定の個数（300 個）有していることの意味合いは、会社によって（発行済株式総数等次第で）大きく異なるから、いかなる会社であっても、株主が一定の個数の議決権を有していれば、一律、株主提案権を行使することができるという制度は、その個数いかにかわらず、そもそも合理性を欠く。個数要件が存在すると、会社間において、株主提案権行使の要件が実質的に異なることになってしまうばかりか、同じ会社であっても株式分割や株式併合を行っただけで、株主提案権を行使することができる株主の範囲が増減することになってしまう。
- 第 3 に、株主提案権が導入された昭和 56 年当時、その制度趣旨は、「株主の疎外感を払拭し、経営者と株主あるいは株主相互間のコミュニケーションをよくすること」とされていたが、現在では、会社と株主とのコミュニケーションに関する状況は、昭和 56 年当時とは明らかに異なっており、株主の疎外感の払拭やコミュニケーションの向上を目的として、株主提案権の行使を認める必要は乏しくなっている。今日における株主提案権の制度趣旨は、「経営陣の方針と株主の考え方が異なる場合に経営陣の方針を是

正する（議案の提案を通じて経営陣にプレッシャーをかける）ための手段」と解するのが相当であり、一定の「決議成立の実現可能性」が存することを前提とすべきである。

- 第4に、現在においては、東京証券取引所の示している投資単位の目安や「貯蓄から投資へ」という動きも踏まえて、投資単位を引き下げた会社が増加し、これにより、「300個以上の議決権」を取得するために必要な投資額も減少している。
- なお、300個要件を廃止したとしても、複数の株主の賛同により1%以上の議決権を集めて共同提案を行うことはなお可能である。特に、現在はインターネットの発達により、他の株主に対して共同提案を呼びかけることが比較的容易であることも考慮すべきである。

2 株主提案権の行使期限の見直し

株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、次の【A案】から【C案】までのいずれかによるものとする。

【A案】「8週間」の期間を延長する（10週間程度を想定している。）。

【B案】株式会社が一定の時期（株主総会の日から4か月前とすることを想定している。）までに株主総会の日を株主に対して通知（注1）した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間（3か月間とすることを想定している。）前までに株主提案権を行使しなければならない旨の規律を設ける。
（注2）

【C案】現行法の規律の見直しをしない。

（注1）上場会社か否かなど、株式会社の類型や規模に応じて、公告をもってこれに代えることができるものとする
ことも含めて引き続き検討する。

（注2）【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しもする考えもある。

【意見】

- （注2）のとおり、【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しを行う考え方に賛成する。
- 【B案】における株主に対する通知については、上場会社にあつては、金融商品取引所の規則に基づく適時開示をもって、通知に代えることができるものとするべきである。

【理由】

- 株主提案権が行使された場合、会社は、株主提案権の要件の充足性の確認、議案としての適法性の確認、必要に応じた提案株主との折衝、取締役会の意見の検討・作成等の実務対応を行う必要があるが、かつ、これらの多くは株主総会の招集決定の取締役会（会社法298条1項・4項）までに完了させる必要があるが、上場会社は株主による議案検

討のための時間を多く確保すべく招集通知の早期発送の取り組みを進めていることもあり、「株主総会の日」の8週間前まで」という現行の行使期限を前提とした場合、これらの実務対応にあてられる期間は非常に短く、会社にとって大きな負担となっている。

- 一方、「株主総会の日」の8週間前」の時点と、「株主総会の日」の3か月前」の時点とでは、株主が株主提案権行使の検討・判断のために有している情報（株主提案権を行使するか否かや株主提案の具体的内容を検討・判断するための情報等）に実質的な違いはないから、株主提案権の行使期限を「株主総会の日」の3か月前」に前倒ししたとしても、通常、株主提案権を行使しようとする株主が不利益を被ることはないと考えられる。
- 【B案】の規律が設けられた場合、会社は、株主提案の実務対応にあてる時間をより多く確保することができるようになる一方、株主は、株主提案権の行使期限を明確に把握することができるようになり、会社と株主の双方にとってメリットがあるから、【B案】に賛成する。あわせて、何らかの事情により4か月前の通知（開示）が叶わない場合等もあり得ることから、【A案】の見直し（原則的な行使期限の前倒し）も行うべきである。
- なお、B案における「株主に対する通知」の要件について、（注1）において、「公告をもってこれに代えることができるものとする」とも含めて引き続き検討する」とされているが、上場会社にあつては、株主からより認識しやすく、会社にとっての利便性も高い「金融商品取引所の規則に基づく適時開示」をもって、通知に代えることができるものとすべきである。

3 その他

【意見】

- 「業務執行に関する事項」を定款に定めることを内容とする株主提案を制限すべきである。具体的には、株主提案による定款変更については、その対象を法定定款記載事項に限定する旨の規律を設けるべきである。

【理由】

- 近年の上場会社の株主提案の事例では、定款変更議案が相当の割合を占め、その中でも業務執行に関する事項を定款に定めることを内容とする株主提案が多く含まれている。これは、取締役会設置会社においては、株主総会の決議事項が会社法及び定款に規定する事項に限定されており（会社法295条2項）、業務執行に関する事項は、そのままでは株主総会の決議事項（株主提案の対象事項）とならないことから、定款変更の形式で業務執行に関する事項を提案しているものである。

- しかし、取締役会設置会社の業務執行は、本来、取締役会が決定すべきものである。定款変更の形式で業務執行に関する事項を提案することを認めると、事実上、いかなる事項についても無制限に株主提案を行うことが可能となり、所有と経営を制度的に分離すべく株主総会の権限を限定した会社法 295 条 2 項の趣旨に反することになりかねない。また、業務執行に関する事項が定款に定められた場合、その変更には株主総会の特別決議による定款変更の手続が必要となり、経営環境の変化に応じた機動的で柔軟な経営判断に支障が生じるおそれがある。
- 一方、「業務執行に関する事項」を定款に定めることを内容とする株主提案を制限したとしても、株主は、取締役の選解任に関する株主提案を行うことは可能であり、取締役の選解任を通じて、「業務執行に関する事項」についての自らの考えを経営に反映させる（実現させる）ことができるから、株主の利益を不当に害することにはならない。
- 制限の方法としては、「業務執行に関する事項」の範囲が必ずしも明確でないとの指摘があることも踏まえ、株主が株主提案により提案することができる定款変更の範囲（対象事項）を限定的に列挙（規定）する形が考えられる。具体的には、株主提案による定款変更については、その対象を法定定款記載事項に限定する旨の規律を設けるべきである（「法定定款記載事項」の具体的な意義・範囲等を含め、詳細については、経営法友会提言補足説明〔株主提案権〕を参照されたい）。

第6 その他

1 会社法第 316 条第 2 項に規定する調査者制度の見直し

会社法第 316 条第 2 項に規定する調査者（以下「2 項調査者」という。）制度の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】会社法第 316 条第 2 項の規定を維持することを前提として、次の(1)から(6)までの規律を設ける。

- (1) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、2 項調査者の選任の決議をすることができる。（注 1）
- (2) 2 項調査者の選任を株主総会の目的である事項として会社法第 297 条第 1 項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【A案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、2 項調査者の選任に関する議案について、次に掲げる事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

ウ 候補者に関する事項として法務省令で定める事項（注2）

エ 次の①又は②に掲げる区分に応じ、当該①又は②に定める事項

- ① 報酬等のうち額が確定しているもの その額
- ② 報酬等のうち額が確定していないもの その具体的な算定方法

(3) (2)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(2)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。（注3）

(4) 2項調査者は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を株式会社に提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、2項調査者の調査に応ずることにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、当該調査に応ずることを拒むことができる。

(5) 株式会社は、(4)の規定による報告を受けた日から一定の期間（注4）内に、株主に対し、(4)の書面の写し又は(4)の電磁的記録に記録された事項を提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供することにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供しないことができる。

(6) 会社法第960条第1項の特別背任罪の主体に2項調査者を加える。

（注1）2項調査者の選任に関する株主総会決議の定足数に関し、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に定款で引き下げることが禁止することについては、引き続き検討する。

（注2）法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることを想定している。

- ① 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ② 候補者と株式会社又は提案株主との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- ③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ④ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

（注3）株式会社が2項調査者の選任に関する議案を株主総会に提出する場合においても、(2)の規定に定める事項を株主に通知しなければならない旨を定めることについては、引き続き検討する。

（注4）具体的な期間については、例えば、「2週間以内」とすることが考えられる。

【B案】会社法第316条第2項の規定を削除した上で、次の(1)から(5)までの規律を設ける。（注1）

(1) 会社法第297条の規定により招集された株主総会においては、裁判所に対して株式会社の業務及び財産の状況を調査する検査役（以下「業務検査役」という。）の選任の申立てをする旨の決議をすることができる。

(2) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、業務検査役の選任の申立ての決議をすることができる。（注2）

(3) 業務検査役の選任の申立てを株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【B案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、業務検査役の選任の申立てに関する議案について、次に掲げる事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

(4) (3)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(3)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。

(5) (1)の規定による決議があった場合には、提案株主は、会社法第358条第1項の規定にかかわらず、株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、業務検査役の選任の申立てをすることができる。

(注1) 単に会社法第316条第2項の規定を削除する（2項調査者制度を廃止する）という考え方もある。

(注2) 裁判所に対する業務検査役の選任の申立てに関する株主総会決議の定足数に関し、【A案】注1と同様に、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に定款で引き下げることが禁止することについては、引き続き検討する。

【意見】

- 【B案】の（注1）のとおり、2項調査者制度を廃止すべきである。
- 仮に2項調査者制度を廃止しない場合には、【B案】をベースにした見直しを行うべきである。

【理由】

- 現行の2項調査者制度においては、裁判所が関与することなく、株主総会の決議のみで調査者が選任されるため、事実上、提案株主が推薦する「身内」ともいえる候補者が選任される構造にあり、調査主体としての独立性・中立性が担保されない。近時の実務においては、特定の株主が自らの主張を正当化するため、あるいは経営陣への不当な圧力的手段として、2項調査者制度を利用していると疑われるケースが顕在化している。こうした一方の当事者に偏った調査は、コーポレート・ガバナンスの向上に寄与しないばかりか、企業価値を損なうものである。
- 現行の2項調査者制度においては、調査者は、「株式会社の業務及び財産の状況」という極めて広範な調査権限を有し、企業の営業秘密や知的財産、顧客情報、未公表の経営戦略、第三者とのコミュニケーション等といった機密情報等に無制限にアクセスできることから、機密情報等が（海外を含めた）外部に流出し、又は不正に利用されるなどの重大な懸念がある。【A案】では、裁判所の許可を得ることによって会社が調査に応じることを拒むことができるなどの規律が検討されているが、そもそも独立性・中立性の疑わしい調査者の存在を前提とした【A案】では、そのような規律を設けたとしても、機密情報等の外部流出や不正利用等を防止することには限界がある。企業の競争力の源泉である機密情報等の保護の観点からは、2項調査者制度そのものを廃止すべきであ

る。

- 2項調査者が選任された場合、調査の対象となる関係者の時間的・心理的負担は非常に大きく、会社も調査対応に膨大な経営資源を費消せざるを得ないなど、会社及び関係者に過度な負担を強いることになる。
- 【A案】で提案されている「事前の情報開示」や「特別背任罪の適用」は、調査者の独立性・中立性そのものを担保するものではない。提案株主が自らの意向に沿った調査者を送り込めるといった構造が変わらない以上、現行の2項調査者制度の問題点は解消されない。
- 以上から、2項調査者制度は全面的に廃止すべきであるが、仮に全面的に廃止しない場合には、裁判所が検査役を選任する業務検査役制度（会社法358条）に2項調査者制度を統合する【B案】をベースにした見直しを行うべきである。

第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

1 指名委員会等の権限の見直し

(1) 指名委員会等設置会社における指名委員会の権限について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には（注1）、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設ける。（注2）

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注1）取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることのほかにも要件を設ける必要性については、引き続き検討する。

（注2）指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更した場合には、株式会社はその旨を株主に対して通知しなければならない。また、指名委員会は、株主総会において意見陳述をすることができることを想定している。

(2) 指名委員会等設置会社における報酬委員会の権限について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会について(1)【A案】の規律を設ける場合には、報酬委員会にも同様の規律を設ける。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（後注）将来的な見直しとして、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方についての全般的な見直しが課題であり、この点については、①指名委員会等設置会社において取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けること、②監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社についても執行役の選任を許容すること、③モニタリング・モデルを指向する会社のための新たな機関形態を創設することなどの考え方があ

【意見】

- (1)(2)ともに、【B案】に賛成する¹。
- (後注)に記載の「モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方についての全般的な見直し」について、企業では、そのような見直しを行うことについての課題は認識されていない。

【理由】

- 現行法において、具体的な支障や不都合等は生じておらず、改正を行うべき立法事実が不明確である。
- 取締役候補者の決定は、取締役会が選定した委員により構成される指名委員会の決議によって行われている。取締役会において、指名委員会の決議が不当であると判断した場合には、委員を解職することなどにより対応することで足りる。
- 指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更できるものとした場合、実質的に取締役会における力が強い取締役（創業家や取締役を兼務する代表執行役等）の意向が強く働くことにより、指名委員会が独立した立場で取締役の選解任に関する議案の内容を決定するという制度の趣旨が大きく損なわれるおそれがある。また、例えば、指名委員会が社外取締役のみで構成されているような会社においては、指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更できるものとするにより、かえって、社外取締役の監督機能が低下することになる。
- 【A案】の規律を報酬委員会にも及ぼす場合、他の機関設計における運用（監査等委員会設置会社や監査役設置会社における特定の取締役への一任決議）との整合性が図られないこととなる。
- ただし、本意見書作成時には、現行法における指名委員会の権限が強すぎることを理由に【A案】を支持する意見も一部あった。
- (後注)について、機関設計は企業が各社の状況に応じて選択するものであり、現行制度においてもモニタリング・モデルを指向する場合は複数の機関設計の選択肢がある。企業では、「全般的な見直しが課題」であるとは認識されていない。(後注)③に記載のモニタリング・モデルを指向するための新たな機関設計の創設については、機関設計間の相違点がわかりにくくなることから、これを行う必要性はない。

¹ ただし、本意見書作成時には、【A案】を支持する意見も一部あった。

2 監査委員会の権限等の見直し

監査委員会の権限等について、次の(1)及び(2)の規律を設けるものとする。

(1) 指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役（注）は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができない。

（注）監査委員会の議事録の閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役に限らず、①監査委員でない全ての取締役とするの考え方や、②監査委員でない取締役のうち社外取締役以外の取締役とする考え方もある。

(2) 株式会社は、株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないが、かつ、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定された委員に選定されなかった場合又は当該委員を解職され若しくは辞任した場合及び各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載されていなかった者が各委員会の委員に選定された場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならない。

（注）監査委員を解職され、又は辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して意見を述べることができるものとする考え方もある。

（後注）常勤の監査委員を選定していない指名委員会等設置会社においては、①監査委員会の職務を補助すべき常勤の取締役又は使用人（以下「常勤補助者」という。）を設置しなければならない旨又は②監査委員会が常勤補助者の設置の要否を決定することができる旨の規律を設けるものとする考え方もある。

【意見】

- 現行法の規律の見直しを行う必要はない²。

【理由】

- 現行法において、具体的な支障や不都合等は生じておらず、改正を行うべき立法事実が不明確である。
- 監査委員会は取締役会の内部機関であり、監査委員でない取締役による監査委員会の議事録の閲覧等は監査委員会に対する取締役会の監督機能の一環である。
- ただし、本意見書作成時には、監査の実効性確保の観点から原案に賛成する意見も一部あった。
- なお、仮に見直しを行う場合、監査委員会が、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役に対し、任意に議事録を閲覧させることは可能であるか明らかにされたい。

² ただし、本意見書作成時には、原案に賛成する意見も一部あった。

第2 責任限定契約制度の見直し

責任限定契約制度の見直しとして、次の1及び2の規律を設けるものとする。

- 1 株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取締役等（会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。以下同じ。）である取締役及び執行役を加える。
- 2 株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反する状況にあるときに行われた行為（注1）に基づく当該取締役又は執行役の会社法第423条第1項の責任については、責任限定契約による責任の限定の対象外とする。（注2）（注3）

（注1）規定の具体的な文言については、法制的な観点を含めて引き続き検討する。

（注2）「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」という責任限定契約における現行法上の責任の限定の要件は、業務執行取締役等である取締役及び執行役にも適用されることを前提にしている。

（注3）会社法第425条又は第426条の株主総会の決議又は定款の定めに基づく取締役等による責任の一部免除制度については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

（後注）潜脱防止のための追加的な手当ての要否については、引き続き検討する。

【意見】

- 原案に基本的に賛成する。
- ただし、利益相反関係がある場合における責任の適用除外について、例えば、会社法365条1項、356条に基づき取締役会の承認を得てグループ会社間取引を行ったような場合が適用除外とならないよう、その範囲を慎重に検討すべきである。

【理由】

- 適切な責任の分担、優秀な経営人材の確保、経営陣による適切なリスクテイクの促進の観点から、業務執行取締役等である取締役及び執行役についても、責任限定契約の対象に加えるべきである。
- 例えば、株式会社の取締役がグループ会社の代表者を兼任している場合、当該グループ会社との取引は、会社法356条1項2号の利益相反取引に該当することになるが、取締役会の承認（会社法365条）を得て、そのようなグループ会社間取引を行ったような場合には、「利益相反関係がある場合における責任の適用除外」の対象とならないようにすべきである。

第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の1及び2の規律を設けるものとする。

- 1 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。

2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。

(注) 1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定(2の規定を除く。)を適用することを想定している。

【意見】

- 1について、事業報告等と有価証券報告書の一本化により開示の合理化を行うという提案の方向性には賛成する。ただし、事業報告等と有価証券報告書とを単純に合算するのではなく、株主総会の議決権行使のために事前開示が必要な情報は何かについての精査や、両開示書類を含めた開示全体における記載事項の重複の整理、有価証券報告書のスリム化、開示書類に虚偽記載等があった場合の法的責任の合理化(事業報告等の虚偽記載等に関する規律に一元化すること)等、制度横断的かつ合理的な環境整備が並行して継続的に行われるべきである。そのような環境整備の実施のないまま、本提案内容(事業報告等と有価証券報告書の一本化)を根拠のひとつとして、上場会社に対し株主総会の3週間前開示を事実上義務付けるような方向性の政策がとられることを強く懸念する。
- 2について、原案に賛成する。